学校いじめ防止基本方針

関西大学中等部・高等部

2024年４月（改訂版）

目次

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方 3
１．基本理念 3
２．いじめの定義 3
３．いじめ防止のための校内組織 4
４．年間計画【中等部】 5
年間計画【高等部】 6
第２章　いじめ防止 7
１．基本的な考え方 7
２．いじめ防止のための措置 7
第３章　いじめの早期発見 8
１．基本的な考え方 8
２．いじめの早期発見のための措置 8
第４章　いじめ問題に対する考え方と対応 9
１．基本的な考え方 9
２．いじめを発見した（または通報を受けた）ときの対応 9
３．いじめを受けた生徒への対応またはその保護者への支援 10
４．いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言 11
５．いじめが起きた集団へのはたらきかけ 11
６．インターネット・SNS 上でのいじめへの対応 12
第５章　いじめ防止等に関する資料 13
１．いじめ防止対策推進法 13
２．いじめの防止等のための基本的な方針 13
３．いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知） 13
４．大阪府いじめ防止基本方針 13
５．いじめ対応プログラム、実践事例集、携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 13
６．５つのレベルに応じた　問題行動への対応チャート 13
附則 13

第Ⅰ章　いじめ防止に関する本校の考え方

１．基本理念

本校は、高い倫理観と品格を有した「高い人間力」を持つ人材を育成することを教育目標として掲げている。教育活動のすべてにおいて、生命や人権を大切にし、すべての人々が多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重しあう精神を養うことが肝要である。

いじめは、苦痛を受けた生徒の内面を将来にわたって深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす重大な人権侵害である。また、周囲がはやし立てたり、傍観したりすることも絶対に許されない行為である。

すべての教員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず教員に知らせることがいじめを防止することにつながる」ということを生徒に徹底して伝え、どんな些細な兆候も見逃すことのないように努めなければならない。また、生徒一人ひとりに対して親身になって慎重に対応しなければならない。

生徒一人ひとりをかけがえのない存在としてとらえ、生徒・保護者・教職員が協力して、いじめ防止・いじめ問題に取り組むため、ここに関西大学中等部・高等部の『学校いじめ防止基本方針』を定める。

２．いじめの定義

『いじめ防止対策推進法』第２条には「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

外見的には、じゃれ合いや喧嘩のように見えることでも、いじめが背景に潜んでいる場合もあり、生徒の感じ方に着目した見極めが必要である。なお、SNS上での誹謗中傷や虚偽の事実を書かれた生徒が、そのことを認知せず心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、『いじめ防止対策推進法』の趣旨をふまえた加害生徒への指導が必要である。また、好意から行った言動が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまうような事象もありうるため、学校は、個々の事象に慎重に対応する必要がある。

個々の事象が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、苦痛を感じている生徒の立場に立つことが必要である。事象の認知は、一部の教員のみによることなく『いじめ防止対策委員会』を活用するなど複数の教員が行うべきである。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

具体的ないじめの態様	抵触する可能性のある刑罰法規
冷やかし、からかい	
悪口、嫌なことを言われる	
脅し文句	脅迫
仲間はずれ・集団による無視	
故意にぶつかられる	
遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
あざができたり怪我をするほど叩かれたり、蹴られたりする	傷害
金銭を要求される、品物を要求される	恐喝
金銭や所持品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする	窃盗
所持品を故意に壊されたりする	器物損壊
嫌な事、危険な事、苦痛に感じる事をされたり、させられたりする	強要、強要未遂
恥ずかしい事をされたり、させられたりする	強要、児童ポルノ提供等
無理やりズボンや下着を脱がされる	暴行、不同意わいせつ
インターネット上で誹謗中傷されたり個人情報を拡散される	名誉毀損、侮辱
写真や動画・個人情報などをインターネット上で拡散すると脅す	脅迫
そのほか、心身の苦痛を感じられる行為	

3．いじめ防止のための校内組織

（1）名　称：いじめ防止対策委員会

（2）構成員：校長・教頭・生徒指導主任・人権教育主任・当該学年団・養護教諭

※場合によってスクールカウンセラー、部活動顧問など関係する教員

（3）役　割

① 『学校いじめ防止基本方針』の策定・見直し・改訂

② いじめの未然防止

③ いじめ問題の対応、指導方針の作成

④ 年間計画の企画、実施、進捗のチェック

⑤ 各取り組みの有効性の検証

⑥ 教職員の資質向上のための校内研修の企画

⑦ スクールカウンセラー・警察・弁護士など、関係機関への連絡・連携

4．年間計画【中等部】

学年	計画事項	目的と内容
1年	・コミュニケーション学習 ・情報リテラシー学習 ・身近な人権課題についての学習 ・いじめ防止対策アンケートの実施（5月・10月） ・心理検査（『Q-U』等）の実施（7月・12月） ・人権教育講演会(12月)	・人との関わり方や、自分自身についてよく知り、集団生活をするための基盤をつくる。 ・インターネット環境における人権問題について学び、自分の身は自分で守るとともに、他者の人権を尊重する意識を涵養する。 ・教科教育等を通して、日本内外に存在する人種・民族問題について、正しい知識を身につけ、考えていくきっかけをつくる。 ・学習したことを学校生活で活かしていけるような道徳的実践力を身につける。
2年	・コミュニケーション学習 ・ストレスマネジメント ・人権に関わる課題についての学習 ・情報リテラシー学習 ・いじめ防止対策アンケートの実施（5月・10月） ・心理検査（『Q-U』等）の実施（7月・12月） ・人権教育講演会(12月)	・人との関わり方や、自分自身についてよく知り、円滑な集団生活ができるようにする。 ・ストレスに気づき、ストレス反応が出るまでの流れを知り、セルフマネジメントができるようになる。 ・教科教育等を通して、人権問題の歴史的な背景・原因と経過、さらに現代社会における問題の所在について正しい知識を身につける。 ・学習したことを学校生活で活かしていけるような道徳的実践力を身につける。
3年	・「いのち」の学習 ・人権に関わる課題についての学習 ・情報リテラシー学習 ・いじめ防止対策アンケートの実施（5月・10月） ・心理検査（『Q-U』等）の実施（7月・12月） ・人権教育講演会(12月)	・自身のこれまでとこれからを見つめ、いのちの尊さを考え、自分自身や他者のいのちを大切にする姿勢と実践力を身につける。 ・教科教育等を通して、日本や世界の人権に関わる諸課題を学び、自らが主体者であることの自覚を促す。 ・学習したことを学校生活で活かしていけるような道徳的実践力を身につける。

年間計画【高等部】

学年	計画事項	目的と内容
1年 ↓ 3年	・人権に関わる課題についての学習	・教科教育、とくに地歴・公民の各科目の授業において、人権問題（生まれ・人種・民族・ジェンダー・障がい・宗教等）に関わるテーマを扱い、知識を深める。また、人権を守るしくみについてより深い知識をもたせ、問題に対して自ら考える主体となるきっかけをつくる。
	・情報リテラシー学習（全学年）	・インターネット環境における人権問題について学び、自分の身は自分で守るとともに、他者の人権を尊重する意識を涵養する。
	・国際交流を通した異文化理解	・様々な文化的背景を考えることにより、自分と違う立場の人について考え、行動できる力を身につける。
	・いじめ防止対策アンケートの実施 （5月・10月） ・心理検査（『Q-U』等）の実施 （1・2年生は7月・12月） （3年生は7月のみ）	・いじめが重大な人権侵害であることを理解し意識させ、防止に努める。また、いじめを受けていると申し出があった場合、速やかに実態を把握し、生徒が学校で安全・安心に過ごせるように対処する。
	・人権教育講演会（12月） （テーマ：いのち・いじめ・障がい者問題・差別問題・平和・反戦・ジェンダー等の人権問題）	・人権教育講演会は、人権問題を自分自身の生活と関連付けて考え、これからの生き方について考えるきっかけとする。 ・学習したことを学校生活で活かしていけるような道徳的実践力を身につける。

第２章　いじめ防止

１．基本的な考え方

いじめを許さない学校を作るために、全教員が「いじめは絶対に許されない人権侵害である」という認識を持ち『いじめ防止対策委員会』を中心として、学校全体で組織的に取り組む必要がある。

生徒が豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することをふまえ、全ての教育活動において道徳教育及び体験活動等の充実を図る事を目的に、それぞれの活動の特質に応じて人権に関する知的理解及び人権感覚を育む取り組みを総合的に推進する必要がある。

生徒が、当事者同士の信頼ある人間関係作りや人権を尊重した集団としての質を高めていくために、他者の傷みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。

２．いじめ防止のための措置

(1) いじめ問題に関する共通理解を図るため、平素から本方針を確認して、常に教職員が共通認識をもって教育活動にあたる。

(2) いじめを許さない学校にするための取り組みとして、中等部の道徳、高等部のHR等の充実、行事等における啓蒙・啓発を行う。

(3) 個々の生徒理解を一層確かなものとするために、いじめ防止対策アンケートと心理検査（『Q-U』等）を、年間２回程度、実施する。

(4) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを心がける。また、中等部の「学習実態調査」や高等部の「学習状況リサーチ」の結果をふまえて適宜個人面談等を実施し、丁寧な学習指導を行う。

(5) 生命尊重や人権感覚、思いやり、感謝の心を育むため、積極的に外部講師による講演を行う。

(6) 行事に向けた取り組みを通じて、生徒が自己と他者の価値観を認め合い、円滑に他者とコミュニケーションを取る能力を育む。

(7) 特に中等部１年生においては、身体的な成長が著しく、小学生時代と比べて身体的接触が重大な事故につながる可能性が高まる。また、些細ないたずらが大きな問題に発展することもある。そのため、生徒には自らの言動が周囲に与える影響と責任を自覚させ、保護者も含め「ごめんなさい」と謝るだけでは済まされないことがあると明確に伝える必要がある。さらに、重篤ないじめ問題に関しては「子どもだから」と言って済まされないという認識を持たせる必要がある。

第３章　いじめの早期発見

１．基本的な考え方

いじめの特性として、苦痛を感じている生徒が「いじめ」と認めることを恥ずかしいと考えたり、被害の拡大を恐れて訴えなかったりすることがある。また、自分の思いを上手く伝えられない生徒や訴えることが難しい状況にある生徒が苦痛を感じている場合、隠匿性が高くなり、いじめが長期化し、 深刻化することがある。

それゆえ教員には、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、学校や学級をより良い集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒の些細な異変に気づいた教員は、気づきや周囲からの情報について学年団を含めた『いじめ防止対策委員会』を中心として関係教員と共有し、見過ごしたり、対応を先送りしたりすることがないように迅速に対応しなければならない。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは『いじめ防止対策推進法』第２３条第６項「学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」に基づき、生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。また、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、または重大な被害に発展するおそれがある場合については、積極的に警察等の関係機関へ相談・通報を行う。

２．いじめの早期発見のための措置

(1) 教員は、担当する学級・授業・部活動などの様子について、日頃から他の教員と情報交換するなど、全教員が学校生活における生徒の些細な変化を見逃さないよう努める。

(2) 事象を見聞きした生徒が教員に相談しやすいように、普段から生徒・教員間の信頼関係を築きあげることができるよう努める。また、いじめ防止対策アンケートや心理検査（『Q-U』等）の結果をふまえて適宜個人面談を実施する。

(3) 保護者集会等の機会に、本方針を基にいじめ問題に対する本校の考え方や取り組みを保護者に周知し、共通認識を持った上で、いじめの早期発見及び情報提供の協力を求める。

(4) スクールカウンセラーや人権教育部を活用し、生徒・保護者・教職員が安心して相談のできる窓口を提供する。

第４章　いじめ問題に対する考え方と対応

１．基本的な考え方

まず、いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを申告した生徒の安全確保を最優先とする。そして、いじめを受けた生徒が人間的信頼回復のきっかけをつかみ、安心して学校生活を送ることができるよう、保護者や教職員の支援、仲間からの励まし等のケアが最も重要である。

いじめ行為に及んだ生徒に対しては、自らの行為が「いじめ」であり、重大な人権侵害であることを自覚させ、その行為をやめさせることを最優先に対応する。その上で、いじめを行った生徒には、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような指導を継続的に行うことが必要である。

近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じなかったり、行為の悪質さを自覚していなかったりすることがある。生徒がいじめ行為に及んだ原因・背景を把握して指導にあたることは、再発防止のために大切なことである。

周囲の生徒には、はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」であっても、いじめを受けている生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させる。また、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの問題であることを認識させていく必要がある。

日進月歩で進化する ICT 技術や新たなサービスにより、生徒によるインターネット・SNS への関わり方も日々変化している。また、社会的にいじめを許さない機運が高まり、学校でいじめ防止の取り組みが行われている現在、例えば短時間で書き込みが消去されるサービスの利用や実名を出さずに特定の生徒のことを書いたのではないと言い訳できるような投稿など、証拠を残さない手段が高度化、巧妙化している。そのため、教員がインターネット・SNS 上でのいじめを防止するために、新しいサービスや SNS の活用法について日々情報を収集し続ける必要がある。

２．いじめを発見した（または通報を受けた）ときの対応

(1) 些細な事象でも、いじめの疑いがある行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。

(2) 教職員が、いじめを発見した（または通報を受けた）場合、速やかに当該生徒の学年教員に報告する。当該学年主任は、生徒指導主任・人権教育主任・教頭に報告する。

(3) 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(4) いじめの相談や訴えをしてきた生徒や、いじめを知らせてきた生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所や時間等に配慮する。

(5) いじめを受けた生徒と保護者の意向を丁寧に確認した上で、生徒指導部・人権教育部・当該学年団が中心となり、関係生徒から事情を聞き取り、事実の確認を行う。

(6) 事実確認を行う際、『いじめ防止対策推進法』第９条第３項「保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。」に基づき、聞き取りをする必要のある生徒の保護者には、いじめが人権に関わる重大な問題であり、解決に向け迅速な事実確認が必要不可欠であることの理解と協力を求める。

(7) 関係生徒だけでなく、周囲の生徒や保護者にも聞き取りを行い、公平で客観的な情報を得るよう努める。また、周囲の生徒への聞き取りは、集団ではなく原則個別に行う。

(8) 事実確認の後、人権教育主任は速やかに『いじめ防止対策委員会』を招集し、委員会において個々の事象が「いじめ」に当たるか否かの判断を行う。

(9) 指導や取り組みの経過について、すべての情報を時系列で記録し、共有化を図る。学校全体の問題としてとらえ、全教育活動を通じて、指導後の状況を注意深く観察する。

３．いじめを受けた生徒への対応またはその保護者への支援

(1) いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、いじめを行った生徒の別室指導や出席停止などの対応をおこない、いじめを受けた生徒に寄り添える体制を作る。その際、『いじめ防止対策委員会』が中心となり、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人と連携し、状況に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て支援する。

(2) いじめを受けた生徒に対し、最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。また、学校全体で組織的に解決していく姿勢であることを伝え、全教員が日常の様子を見守る。

(3) いじめを受けた生徒の保護者に対して、聞き取りによってわかった事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。また、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

(4) いじめを受けた生徒の保護者へ対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者と生徒の様子などについて情報共有を行う。また、事象の全貌が分かるまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。

(5) 学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教員及び相談機関の連絡先を教えておく。また、いじめを受けた生徒の他者に対する人間的信頼を回復できるよう、授業・学級活動などでの活動や学友との関係づくりを支援していく。

4．いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言

(1) いじめ行為を速やかにやめさせる。

(2) いじめを行ったと疑われる生徒に聞き取る際、対応する教員は中立の立場をとり、嘘やごまかしのないように念押しをしつつ、慎重に事実確認を行う。

(3) 当該保護者に対して、事実確認が十分にできた内容のみ、経緯も含めて正確に伝える。また、いじめを受けた生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

(4) 事実確認後『いじめ防止対策委員会』での協議を経て「いじめ」に当たると判断された場合、いじめを行った生徒の保護者に学校の指導方針を伝えて理解を求め、指導への協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(5) いじめを行った生徒の保護者が事実を認めなかったり、首謀者ではないと言ったり、学校の対応を批判したりする場合は、改めて事実関係の整理・説明を行い、当該生徒をより良く成長させたいという信念や学校の指導方針を繰り返し伝えて理解を求める。

(6) いじめを行った生徒への指導に当たっては「いじめ」は人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為（人権侵害）であることを理解させ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。また、自らの行為の責任を自覚させ、責任転嫁を許さない姿勢を見せる。

(7) いじめを行った生徒の背景や課題にも目を向け、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。その指導にあたり、複数の教員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得る。

(8) いじめを行った生徒が、いじめを訴えた生徒に対して「チクった」などの逆恨みの感情を抱くことは、いじめ問題の解決を妨げる行為であり、絶対にあってはならないことであると理解させる。

(9) いじめを行った生徒が複数である場合、その生徒間の人間関係を把握した上で指導する。組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5．いじめが起きた集団へのはたらきかけ

(1) 周囲の生徒への聞き取りの際に、いじめの事実を報告することは「チクリ」などというものではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と仲間集団を守る行為であることを伝える。また、いじめを報告したことによって自分が報復を受けるのではないかと心配する生徒には、徹底して守り通すということを教員が言葉と態度で示す。

(2) いじめを当事者だけの問題にとどめず、当該学級及び当該学年、学校全体の問題として考えさせるために、学年集会等の場で説諭等の指導を行う。

(3) 生徒たちには、いじめを見て見ぬ振りをしている傍観者であることは、いじめを肯定していることだという認識を持つように指導し、いじめを肯定することは絶対に許さないという姿勢を示す。

(4) 他者に対するいじめを許さない姿勢は、安心・安全の集団をつくることにつながることを理解させ、傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。

(5) いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

6．インターネット・SNS 上でのいじめへの対応

(1) インターネット・SNS 上に人権を侵害するような不適切な投稿等があることについて、生徒や保護者から相談を受けた場合、問題のあるページのURLや文章、画像などの情報を保存してもらい、そしてその情報の提供を依頼して、事実確認を行う。

(2) 不適切な投稿等への対応については、被害にあった生徒の精神的ケアに努める。また、当該生徒の意向を確認した上で、原則当該生徒及び保護者が学校の助言を受けながら関係機関への削除依頼及び開示請求を行う。関係者が本校生徒であった場合、速やかに削除するよう学校が指導する。必要に応じて、法務局・警察・弁護士等の関係機関に協力を求める。

(3) 中等部の道徳・学活、高等部のHR・情報、ICT推進委員会ならびに生徒会 ICT 委員会が開催する全校生徒対象の ICT 研修会などを通じて情報モラル教育を進める。

(4) 不適切な投稿等をした生徒の保護者に対して「インターネット・SNS 上でのいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、再発防止のために家庭での携帯電話やインターネット・SNSの利用の在り方についての助言を行う。

(5) 携帯電話やインターネット・SNS の持つ特性について、生徒だけでなく保護者も理解を深める機会を持ち、問題行動防止の協力を求める。また、必要に応じて、保護者集会等において、学校で起きた「インターネット・SNS 上でのいじめ」の概要や学校の対応方針、家庭での留意点などを説明し、学校の取り組みに対する保護者の理解を得る。

第５章　いじめ防止等に関する資料

１．いじめ防止対策推進法

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

文部科学省（平成25年法律第71号）

２．いじめの防止等のための基本的な方針

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf

文部科学省（最終改定 平成29年3月14日）

３．いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1417019.htm

文部科学省（平成31年3月29日）

４．大阪府いじめ防止基本方針

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34767/00000000/kihonhoushin_r4kaitei.pdf

大阪府（令和４年４月改訂）

５．いじめ対応プログラム、実践事例集、携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム

http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/

大阪府教育庁（更新日：2022年9月28日）

６．５つのレベルに応じた　問題行動への対応チャート

https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html

大阪府教育委員会（2023年3月29日）

附則

1. 本方針は『いじめ防止対策委員会』により策定・見直し・改訂を行う。
2. 本方針は、平成26年４月に策定された。
3. 本方針は、2024年４月に改訂された。